

令和元年 6 月 19 日

市（区）町村・一部事務組合  
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
PETボトル事業部

## PETボトル分別基準適合物の指定法人への円滑な引き渡しをお願い

容器包装リサイクル法（以下、容リ法）は、消費者が分別排出し、市町村が分別収集・選別保管し、事業者が再商品化するという3つの主体間の協力のもとに成り立っています。

改正容器包装リサイクル法の基本方針で、「分別基準適合物の指定法人への円滑な引き渡しが必要である」と定められました。この容リ法に則り、指定法人への使用済みPETボトルの円滑な引き渡しへのご協力をよろしくお願いいたします。

### 1. PETボトルリサイクルの現状

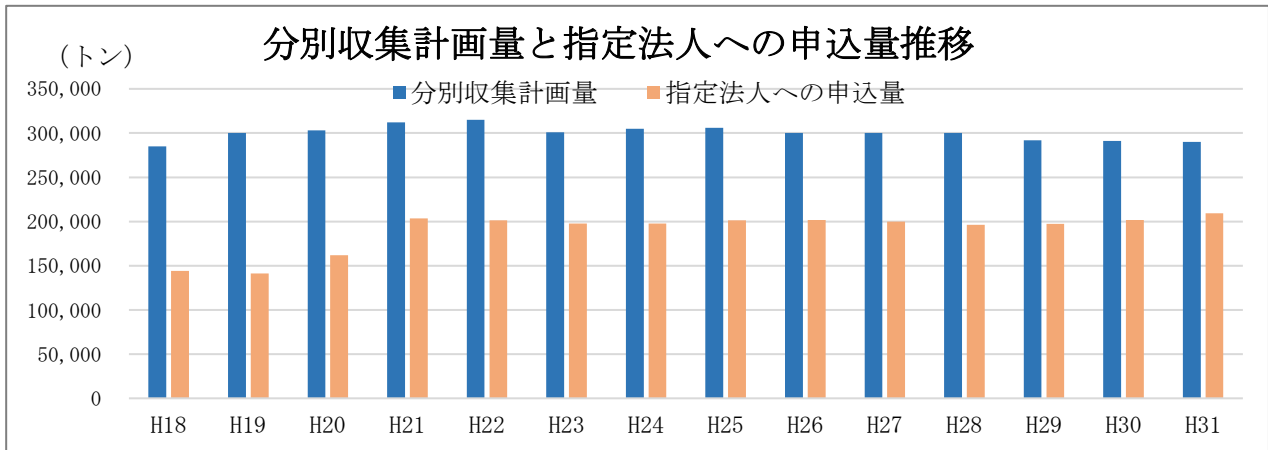
平成 30 年度、全国の市町村および一部事務組合から指定法人への使用済みPETボトルの引き渡し量は約 21 万 1 千トンとなり、平成 21 年度以降、引き渡し量は安定した数値となっております。これは、改正容リ法の基本方針に「市町村により分別収集された使用済みPETボトル等については、指定法人（容リ協会）への円滑な引き渡しが必要」との文言が加えられ、その重要性を市町村および一部事務組合ご担当の皆様方にご理解いただいた結果であると考えております。

一方、令和元年度分別収集計画の全国計が約 29 万トンに対して、指定法人への申込量は約 20 万 9 千トンであり、消費者の協力のもと市町村が分別収集した使用済みPETボトルの約 3 分の 1 は依然として指定法人以外で独自処理される予定となっております。

独自処理をされた使用済みPETボトルが海外に流出しているという実態もありますが、平成 29 年 12 月末から輸出先の大部分を占める中国が、環境面および衛生面の問題から使用済みPETボトルを含む一部の廃棄物の輸入禁止を実施しました。

一部は近隣諸国へ輸出が継続されておりますが、中国と同様の問題から輸入禁止の処置を取る国も出始めております。

また参考資料①、環境省からの「国際動向を踏まえた廃ペットボトルの指定法人への引渡しの促進について（依頼）」（環循総発第 1711011 号）においても、独自処理をしている場合に安定確実なリサイクルがなされないリスクが懸念されており、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保等の観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくため、指定法人ルートの量的拡大は大きな課題となっております。



## 2. 指定法人ルート引き渡しの優位性

円滑な引き渡しを更に推進し、指定法人ルートを確保することは以下3点のメリットがあります。

### (1) リスク回避

当協会の入札により落札し契約を締結した再生処理事業者が、何らかの事情によって分別基準適合物の引き取りができなくなった場合には、当協会が速やかに他の登録事業者への振り替えを行いますので、該当する市町村自らが代替事業者を探す必要もなく、引き取りが滞ることを避けられます。

### (2) 指定法人による再商品化の管理

当協会が行う再商品化は、厳格な審査に合格した登録事業者を対象に行う競争入札で委託先が決定され、実際の再商品化業務についても毎月の操業状況の報告の義務付けや、当協会による現地検査での操業管理状況の確認や指導を行っています。更に再商品化製品（フレーク、ペレット等）が実際に個々の利用業者に納入された実績をもとに再商品化されたことを確認しています。

### (3) 再商品化に関する情報開示

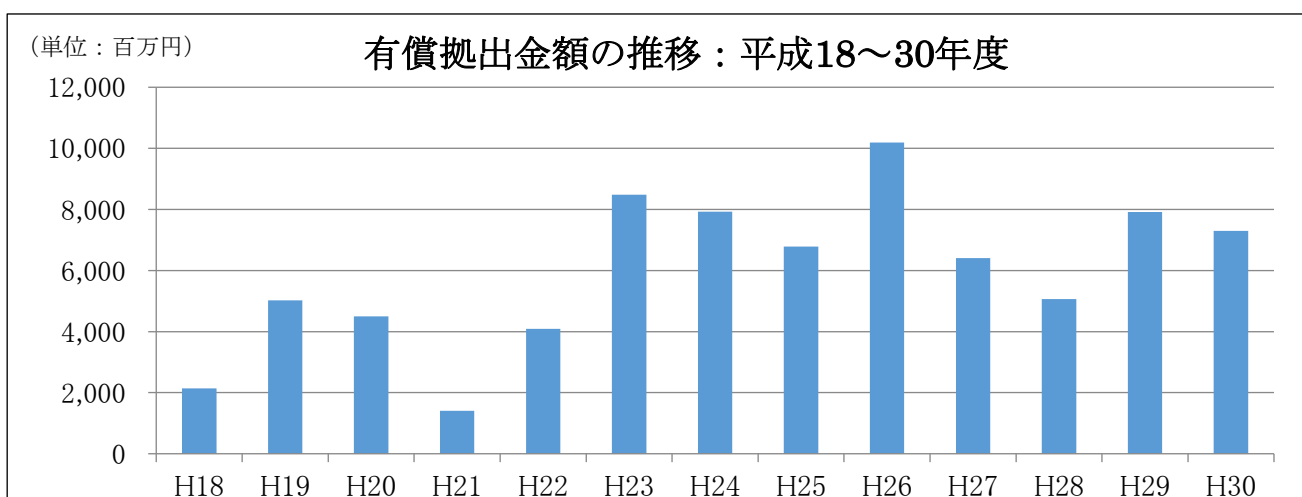
上記(2)のように徹底した再商品化の管理を行い、その結果を当協会のホームページで公開しております。例えば、落札に関しては個々の市町村（保管施設）ごとの落札事業者と落札単価の一覧、再商品化製品の販売実績については、「わたしのまちのリサイクル」のコーナーで個々の市町村が引き渡した使用済みPETボトルが何に生まれ変わっているかを、市町村ごとの実績に基づいてわかりやすく公表しています。また、市町村が引き渡した使用済みPETボトルが、実際に再生処理事業者でどのように再商品化されているかの状況を市町村のご担当者が直接確認できる「現地確認」の制度もあります。

※容リ法第3条第1項の規定に定める基本方針では、分別された容器包装廃棄物の再商品化のための指定法人への円滑な引き渡しとともに、市町村の実情に応じて指定法人へ引き渡さない場合には、適正処理の確認・住民への情報提供の実施が必要であると定められています。独自処理の場合には、当協会が行っているこれらの確認や情報提供を、市町村自ら行う必要があります。

### 3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

平成 18 年度より、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、年度期初（PET ボトルの場合は上期または下期）の契約単価が有償である市町村を対象として、引き渡し量と契約単価に基づいて消費税分を除いた全額を該当する市町村へ「有償拠出金」（寄付金）として拠出されます。

市町村へ拠出した金額は、直近 3 年間で平成 28 年度は約 51 億円、平成 29 年度は約 79 億円、平成 30 年度は約 73 億円となりました。市況や入札状況により年度ごとに増減しますが、お申込みいただいた市町村へ確実に拠出させていただいております。



なお、個別の市町村の有償拠出金の計算式は下記の通りとなります。

<PET ボトルの有償拠出金の計算式>

$$\text{上期拠出金額} \times \frac{\text{個別市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」}}{\text{各市町村の「上期初契約委託単価} \times \text{上期協会引取量」の全国計}} +$$

$$\text{下期拠出金額} \times \frac{\text{個別市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」}}{\text{各市町村の「下期初契約委託単価} \times \text{下期協会引取量」の全国計}} - \text{振り込み手数料}$$

※上期・下期の拠出金額は有償入札によって当協会が得た収入から次年度納税するため消費税額を控除した金額を原資としております

※有償拠出金は上記の計算式の通り、期初の契約単価を基に計算されますので、例えば期中に再生処理事業者の事業撤退等で事業者の振り替えが発生して契約単価が低くなっても、該当する市町村のみが減額されることはありません（拠出金の原資である拠出金額には多少の影響が出ます）。

以上の点をご理解いただき、我が国のPET ボトルリサイクルシステムの強化・安定化のために、指  
定法人への円滑な引き渡しをお願いいたします。

以上

環循総発第 1711011 号

平成 29 年 11 月 1 日

各市区町村担当部局長 殿

環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室長



国際動向を踏まえた廃ペットボトルの指定法人への引渡しの促進について  
(依頼)

平素より資源循環行政に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市町村において分別収集された廃ペットボトルについては、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号）」に基づき、指定法人に円滑に引き渡すことが求められています。また、指定法人に引き渡さず独自処理する場合には、環境保全対策に万全を期しつつ、適正に処理されていることを確認するとともに、このような処理の状況等について住民への情報提供を行うことを求めています。

これまで独自処理された廃ペットボトルの一部は海外、特に中国に輸出されていたと見られますが、今般、中国政府より本年 12 月 31 日から、生活由来の廃プラスチック等の廃棄物の輸入を禁止することが公告されました（別添参照）。この輸入禁止措置の対象には廃ペットボトルやその破砕品（フレーク）も含まれます。

この輸入禁止の発表を受けて、既に独自処理の引取価格が低下する事例が見られるなど影響が生じており、本年 12 月末の輸入禁止措置の施行に合わせて、価格面等で更なる影響が生じるおそれがあり、各市区町村の財政収入等にとってリスクが生じることも懸念されるところです。

つきましては、上記の点に十分留意いただきつつ、市況に関わらず確実に再商品化が実施される指定法人ルートを最大限活用する観点から、これまで指定法人に引渡しを行っている市町村におかれては引渡しを継続いただくとともに、独自処理されていた市町村におかれては、安定確実なリサイクルを促進するため、指定法人に引き渡すことを検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別添：中国政府による公告仮訳)

環境保護部  
商務部  
発展改革委員会  
税関総署  
質検総局

公告

公告 2017 年第 39 号

「輸入廃棄物管理目録」(2017年)の公告に関して

(抄)

生活由来の廃プラスチック (8 品目)、仕分けられていない紙ごみ (1 品目)、廃紡績原料 (11 品目)、廃金属 (バナジウム) くず (4 品目) などの 4 類 24 種の固体廃棄物を「固体廃棄物輸入制限目録」から外し、「固体廃棄物輸入禁止目録」に入れることとする。

本公告は 2017 年 12 月 31 日から執行する。(以下、省略)

別添 1

固体廃棄物輸入禁止目録 (抄)

番号	税関商品コード	廃棄物名称	略称	その他の要求または注釈
六. 廃プラスチックくず及び切れ端				
57	3915901000	テレフタル酸ポリ エチレンの廃破碎 料及び切れ端	PET 廃破碎料及び 切れ端、PET ボト ルの飲料瓶 (タイ ル) を含まない	非工業由来プラスチック 廃料 (生活由来プラスチ ック廃料を含む)
58			廃 PET 飲料瓶 (タ イル)	